第二十九条の二の二第三項の表第一項第九号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第十一号の項を削り、同表第一項第十三号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第十四号の項を次のように改める。

第一項第十四号	他の	基準日保険者以外の

第二十九条の二の二第三項の表第一項第十五号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第十七号の項を削り、同条第四項の表以外の部分中「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同項の表第一項の項中「保険者の第一号に規定する国民健康保険の世帯主等」を「市町村又は組合の国民健康保険の第一号に規定する世帯主等」に、「保険者の被保険者」を「市町村又は組合の国民健康保険の第一号に規定する被保険者」に、「当該第四項」を「当該同項」に改め、同表第一項第一号の項中欄中「当該保険者」を「当該市町村又は組合」に、「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同項下欄中「他の保険者」を「他の市町村又は組合」に改め、同表第一項第二号の項を次のように改める。

第一項第二号	他の	基準日保険者以外の

第二十九条の二の二第四項の表第一項第三号の項中欄中「当該保険者」を「当該市町村又は組合」に、「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第五号の項を削り、同表第一項第七号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第八号の項を次のように改める。

第一項第八号	他の	基準日保険者以外の

第二十九条の二の二第四項の表第一項第九号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第十一号の項を削り、同表第一項第十三号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第十四号の項を次のように改める。

第一項第十四号	他の	基準日保険者以外の

第二十九条の二の二第四項の表第一項第十五号の項中欄中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同表第一項第十七号の項を削り、同条第五項から第七項までの規定中「保険者の」を「市町村又は組合の」に、「基準日世帯主等を」を「基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者を」に改める。

第二十九条の三第一項第一号ただし書中「月数」の下に「（市町村による高額療養費の支給にあつては、当該市町村の属する都道府県内の他の市町村から支給されている月数を含む。）」を加え、同項第五号中「並びに附則第二条第八項」を削り、同号イ中「市町村の行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改め、同号ロ中「組合の行う」を「組合が行う」に改め、同条第四項第四号中「第一項第三号イ」を「第一項第五号イ」に、「それぞれイ」を「それぞれ同号イ」に改め、同条第八項第一号イただし書中「月数」の下に「（市町村による高額療養費の支給にあつては、当該市町村の属する都道府県内の他の市町村から支給されている月数を含む。）」を加え、同条第十項中「市町村の行う国民健康保険」を「都道府県等が行う国民健康保険」に改め、同条に次の一項を加える。

12　一の月において、一の市町村の区域内に住所を有する被保険者（都道府県等が行う国民健康保険の被保険者に限る。）が、月の初日以外の日において当該市町村が属する都道府県内の他の市町村の区域内に住所を有するに至り、継続して同一の世帯に属すると認められるときは、当該被保険者が当該都道府県等が行う国民健康保険の被保険者として当該月に受けた療養に係る高額療養費算定基準額に対する第一項及び第三項から第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	八万百円	四万五十円
	二十六万七千円	十三万三千五百円
第一項第一号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第二号	二十五万二千六百円	十二万六千三百円
	八十四万二千円	四十二万千円
第一項第二号ただし書	十四万百円	七万五十円
第一項第三号	十六万七千四百円	八万三千七百円
	五十五万八千円	二十七万九千円
第一項第三号ただし書	九万三千円	四万六千五百円
第一項第四号	五万七千六百円	二万八千八百円
第一項第四号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第一項第五号	三万五千四百円	一万七千七百円
第一項第五号ただし書	二万四千六百円	一万二千三百円
第三項第一号	四万五十円	二万二十五円
	十三万三千五百円	六万六千七百五十円
第三項第一号ただし書	二万二千二百円	一万千百円
第三項第二号	十二万六千三百円	六万三千百五十円
	四十二万千円	二十一万五百円
第三項第二号ただし書	七万五十円	三万五千二十五円
第三項第三号	八万三千七百円	四万千八百五十円
	二十七万九千円	十三万九千五百円
第三項第三号ただし書	四万六千五百円	二万三千二百五十円
第三項第四号	二万八千八百円	一万四千四百円
第三項第四号ただし書	二万二千二百円	一万千百円
第三項第五号	一万七千七百円	八千八百五十円
第三項第五号ただし書	一万二千三百円	六千百五十円
第四項第一号	五万七千六百円	二万八千八百円
第四項第一号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第四項第二号	八万百円	四万五十円
	二十六万七千円	十三万三千五百円
第四項第二号ただし書	四万四千四百円	二万二千二百円
第四項第三号	二万四千六百円	一万二千三百円